

## 研究員手当算定基準

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 36 号  
最終改正 令和 8 年 3 月 3 日 2025 情経企第 807 号 一部改正

(総則)

第 1 条 研究員に支給する研究員手当等に関し必要な事項は、この基準の定めるところによる。

(手当の区分)

第 2 条 常勤の研究員（以下「常勤研究員」という。）の研究員手当（以下「手当」という。）は、次の区分による。

- 一 基本給
  - イ 本俸
  - ロ 扶養手当
- 二 諸手当
  - イ 職務手当
  - ロ 地域手当
  - ハ 通勤手当
  - ニ 特別手当
  - ホ 宿日直手当
  - ヘ 監視手当
  - ト 業務調整手当
  - チ 超過勤務手当
  - リ 管理職員特別勤務手当

(職務の区分)

第 3 条 常勤研究員の手当の支給基準となる職務の区分は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 3 条の規定を準用する。

(手当の支給日及び支給方法)

第 4 条 常勤研究員の手当（特別手当を除く。以下次項において同じ。）の支給日は、毎月 18 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の支給日に支給する手当は、当月分の基本給、職務手当、地域手当、通勤手当及び業務調整手当並びに前月分の宿日直手当、監視手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。
- 3 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する常勤研究員に対して 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 4 非常勤の研究員（以下「非常勤研究員」という。）の手当の支給日は、当該手当の対象となる月の翌月 18 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 5 前項の支給日に支給する手当は、日額に前月の勤務日数を乗じて得た額及び通勤手当とする。
- 6 研究員の手当は、当該研究員の出向元の企業、大学、自治体等に支払う。

(常勤研究員の手当の算定方法等)

第5条 常勤研究員の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、職員給与規程別表第1の俸給表により定める。

2 常勤研究員の扶養手当、職務手当、地域手当、通勤手当、特別手当、宿日直手当、監視手当、業務調整手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、職員給与規程を準用する。ただし、常勤研究員の通勤手当については、職員給与規程第14条に定める1箇月当たりの運賃等相当額とする。

3 55歳に達していない常勤研究員にあっては、毎年7月1日に4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

4 理事長は、当該年度における民間企業等の給与実態、雇用情勢等を総合的に勘案して、第1項及び第2項の規定による手当の額を増額又は減額することができる。

(支給額の調整)

第6条 理事長は、当該年度において、前条の手当の算定方法に基づく当該研究員の所属する企業等への手当支給額が、当該企業等から当該研究員への給与支給額を上回る場合には、その差額を減額するものとする。

(常勤研究員の日額単価)

第7条 独立行政法人情報処理推進機構研究員等に関する規程第6条第2項ただし書きに規定する日割計算による勤務1日当たりの手当額は、職員給与規程第22条に規定する例に準じた額とする。

(非常勤研究員の手当の算定方法並びに日額及び時間当たり単価)

第8条 非常勤研究員の研究員手当は、当該非常勤研究員が前歴年に支払いを受けた給与額を基準とする。

2 非常勤研究員の手当の月額手当を算定する場合は、前項に規定する額を12で除して得た額とする。

3 非常勤研究員の手当の日額は、前項に規定する額を21で除して得た額とする。

4 非常勤研究員の時間当たりの単価は、前項に規定する日額を7.75で除して得た額とする。

5 前4項により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(非常勤研究員の通勤手当等)

第9条 非常勤研究員に支給する通勤に要する交通費の額は、実費とする。ただし、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法による運賃の額とする。

(在職期間等の通算)

第10条 常勤研究員の特別手当の算出の基礎となる在職期間及び勤務期間は、出向前の企業、大学、自治体等における在職期間及び勤務期間と独立行政法人情報処理推進機構における在職期間及び勤務期間とを通算することができる。

(資料の徴求)

第11条 手当を算定しようとするときは、当該研究員の所属する企業等から源泉徴

収票、その他必要な資料を徴求するものとする。

(適用除外)

第12条 招聘する研究員の業績が特に顕著である等この基準によりがたいと認められるときは、その都度理事長が定めることができる。

附 則

この基準は、平成16年1月5日から実施する。

附 則（平成16年3月26日 2003情総第152号）

- 1 この基準は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 平成16年4月1日の前日から引き続き在職する非常勤研究員の時間当たりの単価は、第8条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月17日 2004情総第8号）

この基準は、平成16年6月1日から実施する。

附 則（平成17年12月27日 2005情総第121号）

この基準は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 2005情総第170号）

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日 2010情総第130号）

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日 2013情総第123号）

この基準は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日 2016情総第149号）

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

附 則（令和7年3月27日 2024情総企第1216号）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月24日 2025情経企第584号）

この基準は、令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月3日 2025情経企第807号）

この基準は、令和8年7月1日から施行する。